

江別市立江別太小学校いじめ防止基本方針

平成26年10月策定

平成29年 3月改訂

平成30年 3月改訂

令和 5年11月改訂

1. 基本理念

いじめ防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、すべての児童等がいじめを行わず、および他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめ防止対策推進法第3条)

平成25年6月公布

この基本方針をもとに、江別太小学校では豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、すべての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめの起こらない学校づくりを推進する。

2. いじめの定義、いじめの理解

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を組織的に行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを、校内いじめ

防止対策委員会にて判断する。

また、いじめは、単にいじめられている児童といじめる児童の関係だけでとらえることはできない。いじめは「観衆」や「傍観者」などの周囲の反応が大きく影響している。よって、いじめは、加害者、被害者だけの問題ではなく、全ての児童等に関係する問題(集団の問題)であることを認識する必要がある。

いじめの中には、「犯罪行為」や重大ないじめ事案として、警察への相談または通報を重なることが必要となるものが含まれており、想定される主な事例には次のようなものがある。

学校で起こりうる主な事例	当該し得る犯罪
性器や胸・おしりを触る	不同意わいせつ(刑法第176条)
同級生に「死ぬ」とそそのかし、その同級生が自殺した	自殺関与(刑法第202条)
顔面を殴打しケガを負わせる	傷害(刑法第204条)
同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする	暴行(刑法第208条)
裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す	脅迫(刑法第222条)
遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる	強要(刑法第223条)
教科書等の所持品を盗む	窃盗(刑法第235条)
断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる	恐喝(刑法第249条)
スマートフォンで裸などの写真・動画をとって送らせたり、その写真・動画を SNS 上のグループに送信したりする	児童ポルノ提供等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)

これらの対応にあっては、教育的な配慮や被害児童の意向に十分に配慮した上で、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に相談・通報を行い、外部機関との連携を密にし、適切な援助を求める。

3. いじめ対策のための校内組織

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導担当教諭、学年主任、当該学級担任、養護教諭による「校内いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。また、心理や福祉の専門家(スクールカウンセラー、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーなど)を組織の構成員に位置付け、必要に応じて招へいする。

委員会は、いじめ問題に組織的に取り組むにあたって中核となるものであり、次の役割を担う。

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- (2) いじめの相談・通報の窓口
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報収集と記録、共有
- (4) いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共

有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に行う

- (5) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- (6) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童間の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う
- (7) 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- (8) 学校いじめ防止基本方針による取組が、より実効性の高いものとなるよう、適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う役割

4. いじめ防止対策

(1) いじめの未然防止

・いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめ防止に資する活動に取り組む。また、未然防止の基本は、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団作りを行う。

・児童に対して、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学級・学校風土をつくる。

・教職員においても、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。

【具体的な取組】

- ① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や自己肯定感を育む体験活動などの充実
- ② 豊かな心と健やかな体を育成する教育、規範意識や思いやりの心などを育成する教育の推進
- ③ いじめゼロを旨とした児童会活動
- ④ 異学年交流を充実させ、他者から認められる、他者の役に立っているという「自己有用感」を高める
- ⑤ いじめに関する校内研修を行い、「いじめ見逃しゼロ」をはじめとした、教職員の資質能力の向上を図る

(2) いじめの早期発見

・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が目に付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、アンテナを高く、日頃から教職員間の情報共有を徹底する。

・ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から的確に関りをもち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さない

ようアンテナを高く保つとともに、いつでも誰でもどこでも、児童が相談しやすい風土を醸成する。

【具体的な取組】

- ① なかよしアンケートの実施(年3回 7月、10月～11月、1月)
- ② 教育相談の実施
- ③ 毎月生徒指導交流を行う
- ④ ふれあい班活動による望ましい人間関係の構築
- ⑤ 生徒指導対策委員会、校内いじめ防止委員会の開催

5. いじめへの対処

- ① いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに校内いじめ防止対策委員会が対応する
- ② 聴きとり等を行った教職員はいじめに関する情報を適切に記録する
- ③ 校内いじめ防止対策委員会において情報を共有し、事実関係を確認したうえで適切な対応方針を決定する
- ④ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、あらかじめ保護者に対して説明の上、学校から警察へ相談・通報を行う
- ⑤ 被害児童及び加害児童の進級進学、転学の際は、児童の個人情報の取扱いに配慮した上で、学校内・学校間での情報(指導記録等)の引継ぎを確実にを行う
- ⑥ 児童の心のケアのため、スクールカウンセラー、心の教室相談員や養護教諭と連携を取りながら、必要な対応を行う

6. いじめの解消

- ① 被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ③ いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- ④ 校内いじめ防止対策委員会はいじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- ⑤ いじめが解消している状態に至っている場合でも、いじめが再発する可能性が十分に有り得ることをふまえ、当該いじめの被害児童および加害児童については、日常的に注意深く観察する。
- ⑥ いじめを受けた児童やいじめを行った児童の進学や進級、転学の際には、児童の個人情報の取扱いに配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるように整備する。

7. インターネットを通じて行われるいじめの対策

- ① インターネットを通じて行われるいじめの未然防止のため、児童および保護者に対して情報モラルに関する啓発活動を行う。
- ② 教育委員会が実施するネットパトロールに加え、学校でも必要に応じてネットパトロールを行い、関係機関と連携・協力して対応する。

【具体的な取組】

- ① 外部講師を活用したネットモラル教室の実施
- ② ネットパトロールの実施
- ③ ネットマナーの向上を目指した児童会活動

8. 重大事態への対処

重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

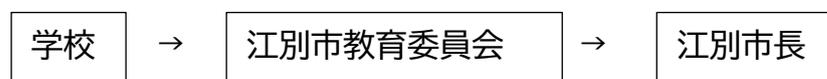
- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法第28条)

(1)の「生命、心身または財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して組織的に判断する。

(2)の「相当の期間」については、不登校の定義をふまえ、年間30日を目安とする。なお、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立があったときは、その時点で学校が「いじめが原因ではない」あるいは「重大事態だとはいえない」と「考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(1)重大事態の報告



(2)調査主体の決定

- ・市教委による判断
- ・学校が主体となる場合は、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導・支援を行う
- ・市教委が主体となる場合は、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

(3)調査を行う組織

- ・学校が主体の場合、校内いじめ防止対策委員会を中核とする。

- ・当該重大事態の性質によっては、教育委員会との協議により、第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(4) 事実関係を明確にする調査の実施

- ・重大事態となるいじめの行為が、いつから、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係、教職員の対応方法など事実関係を、可能な限り網羅的に確認する。
- ・いじめを受けた児童からの聞き取りが可能な場合、いじめを受けた児童の話を手厚に聴きとるとともに、在籍児童や教職員を含めた関係者から、いじめ事案の十分な聞き取り調査、質問紙調査などを行い、事実関係を明確にする。この際、個別事案が広く明らかになり、被害児童及び情報提供者などに被害がお洋花いように十分に配慮する。いじめを受けた児童には、スクールカウンセラーや心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーなどを活用し、継続的に学校生活を支援できる体制を整える。
- ・いじめを受けた児童からの聞き取りが困難な場合、当該児童の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、適切な方法で調査を実施する。

(5) 心のケア、情報発信

児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(6) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

(7) 市長への報告

調査結果は市長に報告する

9. 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

- ・報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止の必要があると認める時は、調査組織を設置し、再調査を行う。
- ・調査組織の構成員は、当該調査の公平性・中立性を図るため、第三者の参加を図る
- ・再調査についても、いじめを受けた児童およびその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等および調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・市長および教育委員会は、再調査の結果をふまえ、自らの権限と責任において当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- ・市長は、小・中学校について再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行う。